

## 事前にいただいたご意見について



総務省

令和7年3月4日  
総務省自治行政局  
デジタル基盤推進室

## 事前にいただいたご意見について

✓ 以下のとおり、検討会の事前に構成員からいただいた意見について対応方針を検討。

資料	団体意見分類	構成員からのご意見	対応方針
資料1	<b>SSIDの表示制限</b>	SSIDを非表示にできるOSの種類に限られるのであれば、実効性がない対策となってしまうのではないか。	ご指摘を踏まえ、推奨にする方向で検討会で意見を伺うこととする。
資料2	<b>手元の端末との通信に係る規定の緩和（画面転送）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮想端末と物理端末とで切り離されているセグメントをまたいだやり取りを禁止するもので、各セグメント内での取り扱いは可とするものと認識していた。この認識が正しいのであれば、その旨が伝わるように加筆いただければと思う。</li> <li>どのような機器であれば接続可能か、よりわかりやすく記載すべき。</li> <li>現状の記載では、自治体庁舎内に設けられたプリンタというリソースを仮想端末や、手元の端末からネットワークを介して使用することは、認められているか、という点で混乱する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一セグメント内であっても、仮想環境と手元の端末の間のデータのやりとりを制限する方が望ましい旨を追記する。</li> <li>仮想端末そのものの操作に必要なデバイスを、手元の端末に接続して利用することは可能であることを明示する。</li> <li>&lt;例&gt; を、誤解されない具体的な記載に修正する。</li> </ul>
	<b>SBOM</b>	SBOMに関する部分などは事業者側の対応が必須になるところが多いものと思いますので、留意して欲しい。	SBOMについて、自治体自身で作成するものと誤解されないよう明示する。
	<b>今回のリスク分析の対象としていない方式について</b>	対応方針（案）にあるとおりだと思うが、団体として慎重かつ徹底したリスク分析を必要とするようなニュアンスが伝わるようにしていただきたい。	ご指摘を踏まえ、対応方針を修正する。
	<b>LGWAN接続系における無線LAN利用（アクセスポイントの管理）</b>	<p>ガイドライン改定案の記載でよいと思う。</p> <p>無線LANについては、マルウェアの拡散という点だけでなく、下記の記事にあるような事案もあることを踏まえ、電波という特性上見えないところからの不正アクセスに留意する必要があることも、周知いただきたい。</p> <p><a href="https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00676/122400185/">https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00676/122400185/</a></p>	ご指摘を踏まえ、いただいた記事について周知する。
	<b>仮想デスクトップの方式</b>	ガイドラインで示すセキュアブラウザの定義として記載の内容が妥当であるなら、セキュアブラウザの定義として記載し、アプリケーション仮想化の定義にセキュアブラウザも含めればよい。	ご指摘を踏まえ、セキュアブラウザであることがわかるように修正する。